

令和 5 年 6 月 1 日現在

*独立行政法人の法定雇用率は 2.6%

①法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数
1,434.5	41	2.86	0

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、当機構の常用労働者総数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、重度障害者(重度身体障害者及び知的障害者)については、法律上、1 人を 2 人に相当するものとしており、ダブルカウントを行っている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1 未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが 0 となることをもって法定雇用率達成となる。